

銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項に基づく許可証の書換え又は再交付に係る審査
基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和2年1月10日作成</p>	<p>審査基準</p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p>
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第7条第2項	根拠条項：第7条第2項
処分の概要：許可証の書換え又は再交付	処分の概要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、 <u>同</u> 第32条（許可証の書換えの申請）、 <u>同</u> 第33条（許可証の再交付の申請）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第33条（許可証の再交付の申請）
審査基準：	審査基準：
標準処理期間：5日（書換えにあつては3日）	標準処理期間：5日（書換えにあつては3日）
申請先：住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：